

## 第 15 回農地中間管理事業評価委員会会議録

1 開催日時 令和 4 年 6 月 24 日（金） 午後 1 時 30 分

2 開催場所 長野市南長野北石堂町 1177-3  
J A 長野県ビル 13 階 13A 会議室

3 出席評価委員等

(1) 農地中間管理事業評価委員会委員出席者 5 名

東方久男委員長、所弘志委員、藤巻進委員、青木保委員、中村隆宣委員

(2) 出席理事 2 名

北原富裕理事長、堀内利紀常務理事

4 会議次第及び委員会概要

(1) 開会

伊藤事務局長

定刻になりましたので、只今から「第 15 回公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業評価委員会」を開会させていただきます。

私は事務局長の伊藤でございます。会議次第に基づき議長選出までの間、進行を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

なお、当委員会につきましては、次第資料 4 ページの「公益財団法人長野県農業開発公社農地中間管理事業評価委員会運営要領」により運営させていただきます。

それでは、北原理事長からあいさつを申し上げます。

(2) 理事長あいさつ

北原理事長

東方委員長はじめ、委員の皆様には、ご多用の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

本日は、県農村振興課の担当者の方にも同席いただいております。

委員各位におかれましては、それぞれのお立場で、当機構の事業推進に御指導・ご助言をいただき感謝申し上げます。

新型コロナについては、最近は発生が抑えられつつありますが、感染者数は未だ高止まりとなっています。感染予防対策を励行しつつウィズコロナの生活や事業運営を進めてまいります。

本日は、令和 3 年度の事業実施状況についてご報告するとともに、令和 4 年度の取組並びに先日、成立しました農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業法等を改正する農地関連法への今後の対応等について説明し、委員の皆様からご意見ご提言を頂きたいと考えております。

詳細は担当部長等から説明いたしますが、概要について触れさせていただきます。

令和3年度実績については、集積面積 2,165ha、配分面積 2,835ha、前年度実績に対して、それぞれ 116%の伸びとなりました。また、年度末ストックでは 61,000 筆、8,236ha の農地を借受けて、3,679 の担い手経営体に貸付をしている状況です。賃借料は、4 億 5,900 万円余となっております。

この要因としては、市町村など業務委託先の積極的な取組に加え、集積計画一括方式が定着し、新規案件及び円滑化事業からの移行案件が着実に増加したこと、また、農地整備事業との連携により担い手に農地を集積・集約化を促進する取組が県下各地で進められたこと、などと考えております。

一方で、ストック量の増加により、終期を迎えた契約更新を始め、合意解約、地権者の相続や借受者間における権利移転などの案件が増加しております。また、地権者への賃料支払い不能や借受者の賃料未納案件も増えております、これら増加する事務処理に対し、いかに的確かつ効率的に対応していくかが今後の事業運営上の大きな課題と認識しております。

令和4年度は、6月末見込みでは、前年同期比では 80%の集積面積となっており、やや落ち着いた状況ではありますが、元年度の法改正による円滑化事業との統合一体化への集中取組3か年の最終年度、また、県の「第3期食と農業農村振興計画」の最終年度でもありますので、目標面積に向けて着実に事業推進を図ってまいります。

さて、今般成立した農業経営基盤強化促進法等を改正する農地関連法への対応ですが、当公社の農地中間管理事業規程をはじめ事務処理マニュアルや各種様式等の変更が必要と考えております。また、統合される相対の利用権設定等促進事業からの受け皿対応など増加する事業量に対応する事業運営体制の整備も必要と考えております。

更に、このための令和5年度に向けての予算措置も必要となってきます。国は、来週の29日にWEBでの説明会を開催しますが、来年4月の施行に向けて、国・県に早期の情報提供を求めてまいります。

世界的なコロナ禍、ウクライナ情勢、インフレと円安等々の海外の動きが、燃油をはじめエネルギー価格の高騰、食料品や資材などの物価上昇となって私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。今回の参議院選挙では日本の安全保障をどうするかも大きな争点となっています。安全保障には、武力、経済も重要ですが、命を繋ぐ「食料」がもっとも重要視されるべきと思います。食料自給率37%の引き上げに限らず、食料生産を担う農業の担い手の確保、基盤となる農地の集積・集約化、地域社会を維持する人と仕組み作りにもっと国民が関心を寄せてほしいと思います。

農地中間管理事業は、農業農村を維持する社会資本である「農地」の利活用にとって今後益々重要となる仕組みであると認識しております。

本日は、委員の皆様から、幅広い視点から忌憚のないご意見・ご提言をいただき、農地中間管理事業の今後の事業推進に反映させていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 議長選出

伊藤事務局長

本日の出席者ですが、会議次第綴り 2 ページの「出席者名簿」のとおりでございます。

評価委員につきましては、東方久男委員長をはじめ全 5 名の委員からご意見をいただきます。

続いて議長選出でございますが、「評価委員会運営要領」第 3 条の規定により委員長が評価委員会の議長となると定められておりますので、東方委員長に議長席にお移りいただき議長に就任いただきますよう、よろしくお願ひします。

(4) 農地中間管理事業実績について

議長

それでは、暫く議長を務めさせていただきます。委員全員がおそろいですので、忌憚のないご意見をお願いします。また、会議がスムーズに進行できますよう委員の皆様のご協力をお願いします。

では、「3 農地中間管理事業の実績等について」(1)の「令和 3 年度農地中間管理事業の実施状況について」及び(2)の「令和 3 年度事業報告書について」を一括で説明願ひします。

中田中間管理部長

(1)を配布資料により説明

堀内総務参与

(2)を配布資料により説明

議長

ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

青木評価委員

わかりやすい実績のまとめで良かったと思います。実績では円滑化事業からの移行が多いようですが、まだ円滑化事業の未処理案件は相当あるのでしょうか。

理事長

円滑化からの集中期間 3 年ということでしたが、当初の想定では、一括継承も含めて、契約期間中のものも前倒して中間管理事業に移行する想定でしたが、実際には、契約期間の満了したものから移行されている状況でございます。現在、それぞれの円滑化団体に照会をしております。3,500ha から 3,600ha くらい円滑化事業が残っております。4 年前には 6,400ha という集計がありましたので、順次移行されてきている状況であります。

契約期間満了まで移行しないところは、まだ 5 年くらい期間が残っているものもありますから、円滑化団体によっては、残るものがあると思います。

青木評価委員

長野市では、円滑化事業で貸借している中には、抵当権設定されている案件、米穀以外の物納案件などがあり、スムーズに中間管理事業に移行できないものがあり、悩んでいると聞いております。そういう案件が残っているという理解で良いのでしょうか。

北原理事長

そういう問題のある案件については、契約期間が終了した場合、相対の新たな契約になります。今回法律が改正されて、2 年間の猶予期間はありますが、将来的には相対の利用権設定等促進事業がなくなります。円滑化から移行される中にも担い手要件のクリアできない方については、市町村の相対の利用権設定等促進事業を検討してくださいとアナウンスしてきました。これが、2 年後にはどうなるか、農地法 3 条によるのかということも、それぞれの場面で選択していただくしかないと思います。

青木評価委員

ありがとうございました。

議長

なかなか難しいことになります。

所評価委員

分析資料の 1 ページ 4 新規担い手集積の状況 1,004ha は、本冊 4 ページの年間新規集積面積 1,600ha に対応するものと理解してよろしいでしょうか。

14 ページ(2)重点地域の指定は、令和 3 年度は 1 市町村、1 地区となっています。指定地区が激減している理由はいかがでしょうか。

中田中間管理部長

新規集積面積についてですが、一致はしておりません。

北原理事長

県の新規集積目標 1,600ha は農地中間管理機構が集積した面積の目標ですので、それに対しては、2,165ha できたとご理解いただきたい。分析の 4 新規担い手集積というのは、機構が借り入

れる前に担い手への貸付がないかという国の基本指標について、業務委託先でチェックしたものの単純集計となっております。

国の実績資料 4 ページの(⑤)新規集積面積 939ha は、集計時期の違いで、分析資料 2 ページ 1 の新規担い手集積の状況 995.4ha に対応しております。データ整理上で示した数字ということでご理解いただきたいと思います。

#### 所評価委員

年間集積目標面積の 3,700ha というのは、どのように考えればよろしいのでしょうか。

#### 北原理事長

元年の法改正で、3 年間の移行期間をもって円滑化事業が中間管理事業と統合される中で、県との予算協議で円滑化事業への対応のために、必要な面積を試算しております。6,400ha を 3 か年で全て移行すると計算し、2,100ha を 1,600ha に加えますと 3,700ha となります。3,700ha を最大限努力目標とすることになりましたので、年間集積目標面積は 3,700ha としました。県の 5 か年計画の中での単年度の新規集積面積は、1,600ha です。機構としましては、最低限の県の目標 1,600ha をクリアすることとして事業をさせていただいております。

#### 所評価委員

目標の設定にはいろいろあるのだとわかりました。ただ、その目標に対して事業実施について、相当のご努力があるものと思います。もう少し説明しやすい目標がいいかと思います。

#### 北原理事長

県の 5 か年では新しい数字が出ますし、今回の法改正で円滑化事業だけでなく利用権設定事業の受け皿をどうするのかということもありますので、統一の取れたものになると思われま

す。県の 5 か年計画の中で示される数字を目標とし、それに対して実績がどうかということでお示ししていきたいと考えております。

#### 有賀農地整備事業推進参与

重点区域のことですが、農地耕作条件改善事業を実施する場合に重点区域の指定を受けた地区内でなければならないという要件があり、平成 27 年度くらいから指定が始まっています。新規採択を希望する市町村が重点区域の指定を多く出してきました。

このところ農地耕作条件改善事業を新たに実施する地区がすでに指定された重点区域内ということが多くなりました。事業を実施しない市町村は重点区域の指定をしてこないことがあり、だんだん重点区域の指定数が減ってきているということです。市町村によっては、全域が重点区域に指定されているところもあり、年々新規指定地区数が減っています。

所評価委員

わかりました。

議長

重点区域の指定を受けた地区からの実績報告はきちんとされているのでしょうか。  
かなりの地区数になります。

有賀農地整備事業推進参与

重点区域を設定する際に集積の目標を設定しておりますので、毎年8月末までにそれに対して実績を求めています。目標を達成した地区もありますし、未だ達成していない地区もあります。未達成のところは、継続してやっていきます。このように毎年実績を確認しております。

議長

目標を達成して卒業する地区もあるのでしょうか。

有賀農地整備事業推進参与

はい。昨年度は3区域ほど卒業しました。

議長

フォローしていくことが大事です。制度は変わっていくと思いますが、過程が大事です。他にありますか。

中村評価委員

集積ということはどのようなことなのでしょう。果樹経営しているとイメージできないのですが。農地がくつつくことなのでしょう。あるエリアの中に集まれば集積なのでしょう。

中田中間管理部長

集積と集約ということですが、集積は担い手農家に農地を集めることで、集約は農地をまとめていくことです。

中村評価委員

現在借りている農地が相続で他県に住んでいる方へ変わった場合、できるだけ買い取っていきたいと考えています。青森県では10a10万円で売買されていると聞いています。農地価格は下落しているとお聞きしましたが、どこまで下がっていくのでしょうか。農地売買単価について教えていただきたい。

北原理事長

中村委員さんをご理解されている状況になっているというのが現状です。県下でも農地売買価格は下がってきています。地域や地主さんの状況で地域差が大きい状況ですので、地域の状況を農業委員さんや最適化推進委員さんからの情報をいただきながら、売る方買う方が合意された価格で売買をしております。

総論としては、地域差はあるものの、下落傾向にあるということで、公社の売買事業単価は県下総平均で 50 万円から 60 万円/10a です。地域によって高いものは 150 万円/10a から安いものは固定資産税評価額程度までの差があります。

水田のような土地利用型の地域では売買より中間管理事業による貸借に移ってきていますので、売買の需要が下がっている地域もあります。中村委員さんのような果樹経営の方の中では、貸借から売買に切り替えているところもあります。地域差が大きくなってきているという現実です。

議長

需要と供給で変わるのでしょうし地域差でも違うでしょう。また、田と果樹とか状況がいろいろ違ってくるでしょうから、供給が増えてくることですので、価格は総論的に下落傾向になるでしょう。地域差が大きいのではないのでしょうか。

青木評価委員

現場の感触とすれば、財産という考え方が相当薄れてきている。何とか処理をするという考えからすると、下落していくのでしょうか。

議長

中村委員さんは担い手として期待が高いわけですが、課題もいろいろあると思います。他にはございますでしょうか。

青木評価委員

実績分析資料の 1 ページ「人・農地プラン」地域内の状況がまとめられていますが、これは、「人・農地プラン」が実質化されたところが中間管理事業を活用したということですか。

北原理事長

市町村が記入したものをまとめていますが、機構とすれば、実質化されていると考えています。実質化している地域内の場合にチェックを入れていただいていると考えています。

青木評価委員

この数字をまとめられて、事務局ではどのように評価されているか感想をお聞きしたい。

北原理事長

ここにチェックをしてくれる市町村とそうでない市町村があります。市町村による差があるということがわかります。

議長

重点区域と併せると75%くらいになりますので、「人・農地プラン」や重点区域での割合が大きい印象があります。

他にございますでしょうか。

特になし

議長

なければ次第の3の「(3) 令和4年度農地中間管理事業活動方針」と「(4) 令和4年度農地中間管理事業の実施状況について」を説明をお願いします。

中田中間管理部長

(3) 及び (4) を「公社事業の概要」及び配布資料により説明

議長

ただ今の説明について、質問ございますでしょうか

特になし

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

(5) 農地中間管理事業の取組に向けた意見について

議長

次に「4 農地中間管理事業の取組に向けた意見について」(1) 第14回農地中間管理事業評価委員会までの指摘・提言事項への対応状況を説明願います。

中田中間管理部長

A3版の配布資料により説明



議長

それでは、ただいまの説明を踏まえ、各委員から中間管理事業の取組に対するご意見あるいはご提案をいただきたいと思います。

委員の皆さんよろしくお願ひします。

来年の法改正により農業委員会の業務が拡大しています。目標地図の作成などがあり、4年度はその準備の年となります。中間事業目標年の最終年として目標達成に向け最大限の努力をしていかなければいけないと思います。そんなことも踏まえながらご意見をいただきたいと思います。

青木評価委員

長野市では来年度に向け農業委員会の人的補強をしようと市とも調整し、農業委員会事務局と市農業公社に補強をしようとしています。国の法改正による動きがまだはっきり見えない部分がありますので、躊躇しているところがあります。

前回の評価委員会でも申し上げましたが、まだ社会の中での農地中間管理事業の認知度が低い。

特に地域での認知度はありません。もっと気軽に相談できるイメージ、社会的運動ではないがそういうことをすべきではないかと思います。ホームページなどありますが、限られたところにしか情報がない。農地の大衆的アプローチ、PRが必要ではないかと思います。もう一度ご検討いただきたいと思います。

農業委員会への協力はどんな形で行うのか。農業委員会へどんな形で入っていくのか見えていない状況です。今年度具体的な形にして、来年度の法施行時に結び付けられるような体制作りを早期にお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございました。中間管理機構だけでは対応できない気がします。今の視点はとても重要で、改正法が機能するかどうかの基本になるのではないのでしょうか。

県の農村振興課の中島さんもお見えですので、県の立場でいかがでしょうか。

県農村振興課中島主事

農村振興課の中島です。担当レベルの意見としまして、目標地図の作成の具体的な方法や「人・農地プラン」との整合など具体的な部分では見えておりません。今後こういった形で行うか地域の方のご意見もお聞きしながらやっていこうと思います。

議長

新しい法律なので、国の取組を見ながら、適宜的確にやっていくことが基本だと思います。

理事長さんいかがでしょうか。

## 北原理事長

改正法の中で一番は「人・農地プラン」を法定化する。それが地域計画という形になったということで、その前提となるのが協議の場を作ることが基本です。協議の場は誰が主体になるのか。国は地域が主体だと言っていますがけれども、現実的には市町村なり、農業委員会なりが事務局をもって、その中で、地域の住民や農業者が協議するという場を設定することだと思います。

その協議の結果として目標地図ができ、地域計画ができるという建付けになっていると思います。

農地中間管理機構は、その中の機関として位置づけられています。協議の場を作ったところに、要望を踏まえて参画していく体制をとりたいと思います。協議の場を作る主体としての市町村・地域、そこの活動が活発なところは、機構が積極的に出ていけますが、十分動かないところについては、機構も受け身にならざるを得ないのではないかと。そういうことからこういう記述にさせていただいています。

今のご要望、ご意見を踏まえて当公社事業所も含めて、協議の場にどのように積極的に参画したらよいかということをしっかり考えていきたいと思っています。

## 議長

担い手の育成は非常に重要だと思います。まとめていく気力のある方でないと難しいと思います。そのへんの人づくりができているところは集中でき、できていないところは、なかなか難しいと思います。みんなで取り組むことが重要だと思います。

他にいかがでしょうか。

## 所評価委員

みなさんのご意見が重要だと思います。必要な予算の確保、人的確保も要望していただきたいと思っています。農地整備事業との連携ですが、DXやスマート農業に移行していく地域が多くなると思いますので、スマート農業のやり易い基盤、水田や樹園地の整備など、担い手農家が将来とも営農を続けていけるような基盤を整備することが重要と考えております。

それには、農地の貸し借りがありますので、中間管理機構の役割は非常に大きいと思います。

## 議長

只今の意見についていかがでしょうか。

## 中田中間管理部長

貴重なご意見ありがとうございます。所評価委員のお考えのとおりと私も考えております。予算につきましても、人的なものも検討しなければいけないと思います。スマート農業ということ

からも農地整備事業は非常に重要な手段だと思います。中間管理機構としましても積極的にかかわってまいりたいと思います。

議長

よろしいでしょうか。

藤巻町長さん、市町村のお立場でいかがでしょうか。

藤巻評価委員

当町で実施している馬取の山田地区ですが、今まで耕作されなかった農地を機構が入ってもらって貸し手と借り手を結んでいただき、ほ場整備をしています。町内でも期待しているところです。こういうところ（今まで耕作されなかった農地）は県内には相当あると思いますので、貸し手と借り手を結び付けていく、借り手農家の育成も課題だと聞いております。

行政の場で、食料自給率や食の安全保障など話題になります。機構事業を積み上げていかないと絵を描いただけに終わってしまう。機構事業は大変重要だと思います。課題は山積しておりますが、それらを一つ一つ解決していかなければいけないと思いますし、世界的に現状では食料が十分いきわたらない状況ですから、農業を大事にしていかなければいけないと感じております。

議長

ありがとうございます。

他にはどうでしょうか。

中村評価委員

農業経営者協会の代表として参加していますので、県の5か年計画の策定にも参加しておりますが、「あこがれる職業に農業を」と夢のような言葉を掲げられています。各評価委員さんのご意見も中間管理事業も農業者を応援して、あこがれる農業が根底にあって活動されていくと思います。

皆さんの事業は大変重要だと思いますので頑張ってください。また、新たな食農計画に中間管理事業がどのようになっているのかお聞かせください。

協会の仲間との話では、儲かる農業にするには、貸借している賃料の補助を要望する方もおられます。中間管理事業で借りた場合に補助金が出るようになれば、事業量も伸びると思います。

これからも農業者の相談に対応していただければありがたいと思います。農業経営者協会も応援していただければありがたいと思います。

議長

他にございませんか。

## 青木評価委員

高齢農家から農地を処分したいという相談を何件かいただいております。農業委員は農地をほしい方の相談を受けるのが仕事と先輩から聞いていましたが、現状は農地の処分相談役になっています。受け手がないので進まないのが現実です。JAも受け手探しをしなければならないといけませんと思いますが、そこまで手が回らない。もっと社会的に農地を守ろうという機運を高めなければいけないと思います。

「農地110番」みたいなものを作って、「農地のお困り事は、ここへ電話してください」のようなことも含めて農地に対する地域社会の親しみやすさということを、県なのか農業会議なのか中間管理機構なのかで動きをしてほしいと思います。こういうことが農業委員として悩んでいます。法改正もありますので、環境づくりを周りからお願いしたいと思います。

## 議長

ありがとうございます。

只今の意見に対して理事長さんいかがでしょうか。

## 北原理事長

青木委員さんの思いと同じでございますので御指導をお願い致します。新しい食農計画の中で、当公社の農地に関することについては、農地中間管理事業、農地売買事業を位置付けて進めていくことになると思います。法律改正のことについては全く新しいことではなく、今の延長線上の中で手法、業務量が変わってくると思います。各委員さんからご意見がありましたように、農業生産振興のための社会資本としての基盤の農地をどうするのかということです。

そのところは、食農計画の中でも、底辺（基本）に位置付けられながら計画の中で進めさせていただくことになると思います。

借賃の話ですとか現場の声を県等につなげさせていただきたいと思います。青木委員さんの現実の話は、私共もいろんなところで承知しております。ただ、需要と供給が崩れてしまっている中で、社会資本としての農地をどのように利活用していくか。個人財産としての農地の扱い。

私共も、この対応ということを非常に苦慮しております。全体の運動論としてのご提案については、いろいろなところで考えなければいけないと思っております。平成26年、平成27年の中間管理事業ができた時に、国は、極論すると遊休農地でも何でも、将来活用するのだから一旦全て中間管理機構に貸し付け、機構が利用者を探して貸しますというアナウンスをしました。そのアナウンスが、国では困った農地は機構が借りてくれると言うのに、借りてくれないではないか。という声が多く、今もそういう認識があり、機構についてご理解いただけない現場もあります。8年経ってもそのような認識のところもございます。

処分に困っている所有農地がありますが、それは社会資本としてどうやって活用するのかということも見ながら、活用できるように借りる、あるいは活用できるなら借りるというという視点

も必要です。その折り合いをどうつけながら、「農地110番」のようなことやPRしていく時に、どのような手法がいいのかということになると感じています。

青木委員さんのご指摘は十分わかっておりますので、今後どのような対応ができるか、関係者、県、農業会議も含め研究しなければならないと思います。

議長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

中間管理事業の本質が問われる、課題はたくさん見えているわけで、藤巻委員さんのご意見の課題を積み上げて取り組んでいくことを皆で共有しながら、社会資本をどうやって守っていくのか。そういうところを皆で取り組んでいかなければいけないことではないか。

市町村だけとか農業委員さんだけに押し付けても成功するものではない問題だと感じました。本質的なご意見ありがとうございました。

委員会資料を見まして、事業量が相当増えてきていることで事務作業も大変になってきているとお聞きしましたが、相続による事務作業案件を見ても、今後更に増えることが想定されます。

令和3年度の状況をしっかり確認し、棚卸をして4年度に向かっていかなければいけないと思います。権利移転による貸付先変更も増加しています。合意解約、更新案件、未払案件など、3年度の事務は相当増加しています。

加えて4年度は法改正に伴う様々なシステム改正、諸規程改正が予想されます。

お諮りしたいことがございます。A3資料の10番事務処理ミスなど、県では内部統制として、基本方針を定め、リスクの特定、運用、評価し、監査委員の審査に附するというのを整備しております。

(4)は事業量の増、法改正に伴いリスクの増大に伴う対応、機動的に対応することの施策をいれていただきたいと思います。

事務が非常に増加していますので、利用者に迷惑をかけてはいけません。

内部統制というのは、業務の効率性と有効性を求めるためのシステムです。そこを補強していただき、問題が起きやすいその辺、総務部を中心に内部監査的なことも含め事業の順調な運用、利用者への丁寧な説明、より無駄を省いた。あるいはシステム改修についての十分な留意をお願いしたい。

データ漏洩とかそういった視点を入れて、事業を効率的にやっていただけるようお願いします。

このような項目を入れたいのですが、いかがでしょうか。

評価委員

異議なしの声

議長

まとめに入らせていただきます。

各委員さんの意見は全て取り入れさせていただき、委員さんの意見を今後の事業運営を展開していただきたいと思います。以上まとめと致します。

(6) その他

議長

次に「5 その他」ですが事務局から何かございますでしょうか。

堀内総務参与

特にございません。

議長

最後に委員の皆さんから何かございますでしょうか。

藤巻委員

先ほどの理事長のご説明で社会資本としての活用ということですが、全くそのとおりだと感じました。農地を個人財産として捉えるか、社会資本として捉えるか。個人財産とすると財産を維持することになると思います。社会資本となると、社会資本としてどう活用していくか。法整備が完全になされていないと社会資本としての活用はできないと思います。社会資本として活用していくという視点はとても重要だと思います。

議長

私も同感です。国は法改正しますが、現場の農業委員など任期があり、替わっていきます。同一の人が取り組んでいくことには限界があります。法律を十分理解して、活動できるか。農家が理解しないうちに制度が変わってしまう。

先ほどの「農地110番」などご提言いただきましたが、法改正してどうなるか。その中に社会資本としての認識、どのような方向に行くのか時間をかけて検討しなければいけないと思います。現場に近い皆さんが現場の意見をくみ上げながら農地中間管理事業が順調に進められるようお願いいたします。

他に意見はございませんか。

議長

特にないようですので、これで議長を退任させていただきます。会議の進行にご協力いただきありがとうございました。

伊藤事務局長

東方委員長さんありがとうございました。また、それぞれの評価委員の皆様ありがとうございました。

それでは、最後に北原理事長からお礼のあいさつを申し上げます。

北原理事長

東方委員長さん始め、各評価委員の皆様方には大変貴重なご意見、ご提言をいただきありがとうございました。

特に藤巻委員さんから社会資本への対応をご提言いただきありがとうございました。農地は食料生産の基盤となる装置です。一方で個人所有地だという。この二つは混然一体となっている中で、国も法改正に伴って地域計画を作り、社会資本としての農地を守っていく、それには皆さんの合意が必要という言い方になっています。農地整備事業で税金を入れるのは、社会資本なので税金投入するわけです。その前提に個人所有があつて、合意をどうするか、負担金をどうするかというものがついて回っているという実態があると思っております。今日のご意見ご提言をしっかりと今後の事業運営の中で、どう対応するか十分に検討しながら4年度事業や今後の中間管理事業に活かしていきたいと考えておりますので、今後ともご指導等お願いいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(6) 閉会

伊藤事務局長

以上をもちまして、「第15回農地中間管理事業評価委員会」を閉会とします。